

**ご旅行条件書(受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面)**  
この書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。  
(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)  
(旅行業法第12条の5による契約書面)

20200901

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。こちらの書面はお申込の際にお送りしますので、印刷していただく必要はありませんが、ご自身で十分内容をご確認いただきますようお願いいたします。

## 1 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ラティーノ（以下「当社」という）がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

## 2 契約の申込み

- (1) 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) a.健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。

## 3 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

## 4 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

| ツアー代金        | 申込金(お一人様)        |
|--------------|------------------|
| 70万円以上       | 100,000円以上旅行代金まで |
| 50万円以上70万円未満 | 70,000円以上旅行代金まで  |
| 30万円以上50万円未満 | 50,000円以上旅行代金まで  |
| 30万円未満       | 30,000円以上旅行代金まで  |

- (4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申込を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

## 5 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

## 6 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込がなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日まで、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合はお客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により、旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の席に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 8 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 9 旅行契約の解除

- (1) お客様から取消料をいただく場合

- ① お客様は、企画書面記載の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- ② 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料をいただきます。

- (2) お客様から取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が下記 12. 旅程保証 の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ② 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます)。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ④ 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥ お客様は旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
- ⑦ 当社は、旅行代金のうち旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客に払い戻します。

## 10 当社の責任

- (1) 当社は受注型企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。(損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。)
- (2) 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする者(現地手配会社)をいいます。
- (3) 当社の責任の範囲は、当社または上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- (4) 当社としては、海外旅行保険のご加入を強くお勧めします。
- (5) お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合には当社は本項(1)の責任を負いません
  - ア 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - イ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - エ 自由行動中の事故
  - オ 食中毒
  - カ 盗難・詐欺などの犯罪行為
  - キ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
  - ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済者費用等には一切適用されません。
  - ケ その他、当社の関与し得ない事由
- (6) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます。)

## 11 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被る一定の損害について、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)別紙特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円~40万円、国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円~10万円、国内旅行1万円~5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です。)として支払います。

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体、又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

## 12 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ① 天災地変、②戦乱、③暴動、④官公署の命令
- ⑤ 欠航、不通、休業等の運送機関の旅行サービス提供の中止、
- ⑥ 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑦ お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

※変更補償金の額＝1件につき上記の率×お支払い対象旅行代金

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 |  | 旅行開始日の前日までに<br>お客様に通知した場合 | 旅行開始日以降にお客様<br>に通知した場合 |
|-------------------|--|---------------------------|------------------------|
| ①                 | 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更   | 1.5%                      | 3.0%                   |
| ②                 | 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランをふくみます。)その他の旅行の目的地の変更                                      | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ③                 | 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。) | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ④                 | 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更   | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ⑤                 | 契約書面に記載した本那内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の事なる便への変更   | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ⑥                 | 契約書面に記載した本那内と本那外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更  | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ⑦                 | 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更  | 1.0%                      | 2.0%                   |
| ⑧                 | 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更その他の客室の条件の変更  | 1.0%                      | 2.0%                   |

(注1) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注2) 第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注3) 第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへ変更を伴う場合には適用しません。

### 13 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は手配サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 14 お客様が出発までに実施する事項

- ① 旅券・査証について
  - 旅券(パスポート): この旅行には、有効期限が6カ月以上残っている旅券が必要です。
  - 査証(ビザ): この旅行に渡航先国の査証が必要な場合は企画書面に記載してあります。
  - 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。これらの渡航手続き等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。
- ② 予防接種: この旅行において渡航先国入国時に予防接種証明書が必要な場合は企画書面に記載してあります。あらかじめ指定の検疫所で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。

## 15 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<https://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

## 16 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に弊社から[海外期間情報に関する書面]をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

## 17 渡航先に危険情報が発出された場合の催行中止について

旅行のお申込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。

ただし、当社が安全に対し適切な措置が取れると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行をとりやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

## 18 お買物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手いはいいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## 19 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 20 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージ(燃油追加料金)は、旅行代金に含まれておりません。(企画書へは参考料金を記載しております) 燃油サーチャージは旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以外の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を新設や増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかな払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付をおこなわなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

## 21 個人情報の利用目的及び第三者提供について

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名、パスポート番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び各企業における個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ(<https://www.t-latino.com/>)をご参照ください。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買いもの等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等の個人データを、あらかじめ電子的方法等で送信することによって土産物店に提供いたします。なお、これら土産物店への個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛出発前までにお申し出ください。(株)ラティーノ 本社営業所 電話 03-6450-3244

## 22 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行の部)に定めるところによります。